

愛媛県松山市教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口	64,263人／505,698人
医療的ケアを必要とする児童生徒数	5人
医療的ケア看護職員数	4人

本事業の構想

本市市立小学校に在籍する医療的ケア児は、医療的ケアの頻度や内容による個人差が大きい。今後も、市立小中学校に一定数の医療的ケア児が就学し、そのニーズも多様になってくることが予想され、ニーズに対応した医療的ケアの提供と安定した看護師の配置が課題である。多様な医療的ケアのニーズに対応するために、自治体設置型として看護師の柔軟な勤務体制を構築し、看護師の人材の確保と医療的ケア児在籍校への効果的な配置を目指していく。

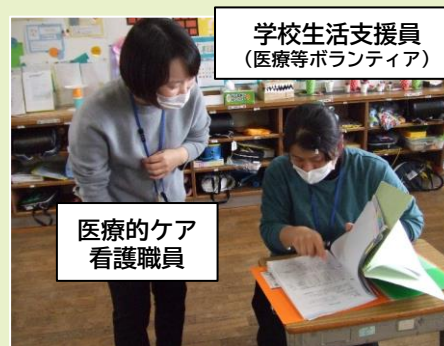
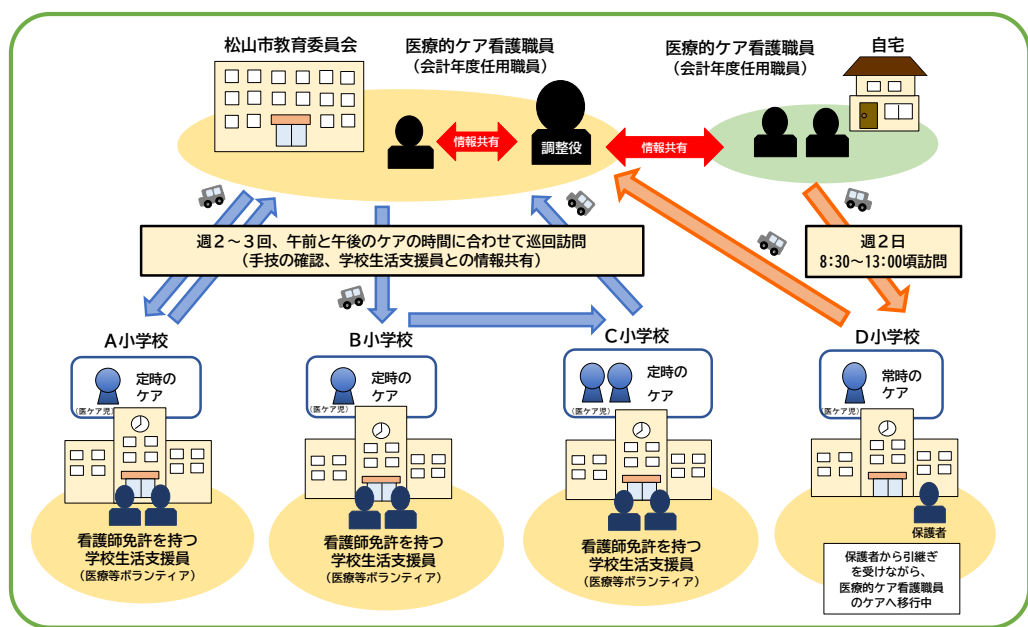


取組の概要

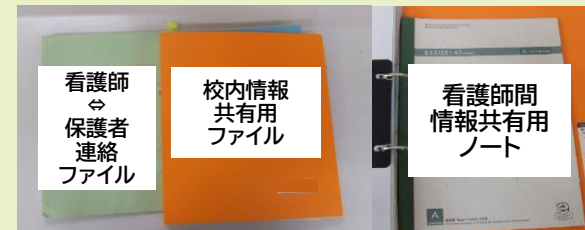
	R3(1年目)	R4(2年目)
課題等	医療的ケアの内容や頻度の個人差など、医療的ケア児個々のニーズに対応した実施体制の整備と安定した看護師の配置	ケアの内容や頻度の個人差などに対応した安定した医療的ケア実施体制の整備と、医療的ケア児の多様なニーズに対応するための看護師のスキルアップ
事業の目標	拠点校巡回方式を基本とした看護師の柔軟な勤務体制を整え、看護師の人材の確保と医療的ケア児在籍校への効果的な配置を研究することで、持続的な支援を行うことができる医療的ケア実施体制を整備する。	看護師の配置方法を工夫し、安定した医療的ケア実施体制の整備を図るとともに、看護師を含めた校内支援体制の構築、看護師のスキルアップのための研修の充実、専門機関・関係機関との効果的な連携の在り方を検討する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携 ○ 看護師配置と看護師研修 ○ 医療的ケア運営協議部会の設置と運営 ○ 医療的ケアガイドライン(案)、実施要綱(案)の作成、検討 ○ 学校での医療的ケア実施までの流れについての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師の配置方法の検討 ○ 主治医や訪問看護ステーション等、医療機関との連携 ○ 医療的ケア運営協議部会の運営 ○ 医療的ケアガイドライン(案)、実施要綱(案)の検討 ○ 医療的ケアに関する研修の実施(看護師、対象校)
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校での医療的ケア実施までの流れの作成 ○ 医療的ケア実施のための当該校での備品整備、施設改修 ○ 定時でケアを行う児童の在籍校への巡回支援、医療的ケア看護職員によるケアの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定時でケアを行う児童への安定した医療的ケア実施体制構築のための、看護師免許を有する学校生活支援員の配置 ○ 看護師のスキルアップのための、看護師研修の充実 ○ 安心・安全で適切な医療的ケアのための、主治医や指導医、訪問看護ステーション等医療機関との連携

医療的ケアの実施体制等

看護師の確保と学校間の距離やケアの内容・頻度の個人差に対応するために、導尿等定時で医療的ケアを行う児童が在籍する学校には、看護師資格を有する学校生活支援員(医療等ボランティア)を配置し、教育委員会の医療的ケア看護職員が巡回・支援して連携しながら医療的ケアを実施する体制とした。



週2～3回の看護師間の直接の情報共有のほか、ファイル等を活用した情報共有、複数回の研修会の実施を通して看護師の不安軽減を図るとともに、医療的ケアの安全性の担保に努めている。



医療的ケア運営協議部会

構成員 ※既に設置している特別支援推進協議会の部会に位置付け

大学教授、医師会代表(学校医、指導医)、看護協会代表、特別支援学校教員、保健福祉部局員(市医療的ケアコーディネーター)、医療的ケア看護職員代表、事務局(教育委員会)

医療的ケア看護職員の雇用・配置方法

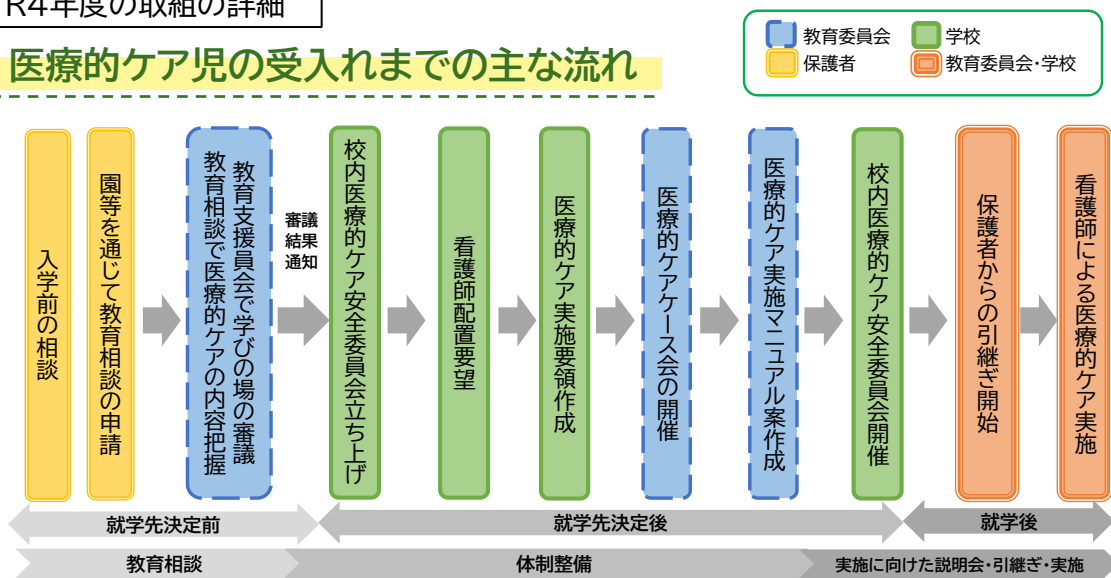
教育委員会に医療的ケア看護職員を配置し複数の学校を巡回

- 会計年度任用職員として4名の看護師を雇用
- 関係者間の連携を図る全体の調整役とするため、4名のうち1名を月～金曜日のフルタイムに近い形態で雇用
- 市内の対象校の分布状況や医療的ケアの内容・頻度を考慮し、4名のうち調整役を含む2名は、教育委員会を拠点として定時でケアを行う対象校を巡回訪問
- 残りの2名は、常時看護師による付き添いが必要な児童の在籍校へ週2日程度訪問

学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	対象校の支援、関係機関との連携、総括的な管理体制の整備
教員	児童の教育活動の計画、保護者・看護師との連携
養護教諭	緊急時の対応マニュアルの作成、学校医との連絡・調整
医療的ケア看護職員	ケアの実施、学校・保護者・学校生活支援員との連携、個別マニュアル案の作成、対象校の巡回指導・支援
看護師資格を有する学校生活支援員	ケアの実施、学校・医療的ケア看護職員との連携
主治医	指示書の作成、緊急時に係る指導・助言、関係者への情報提供
学校医	校内医療的ケア安全委員会への参画、学校への指導・助言
医療的ケア指導医	学校、教育委員会への指導・助言、医療機関との連携、調整
保護者	児童の情報提供、緊急時の対応、学校・看護師との連携・協力

医療的ケア児の受入れまでの主な流れ



参考例（4月入学の場合） ※あくまで例であり、スケジュールは一人一人異なる。

時期	保護者の方の対応
5月	主治医意見書の作成依頼
6月	教育相談の申請、必要書類の準備・提出
7月末	松山市教育相談会への参加
9～10月	学校と学びの場や支援について話し合い、合意形成
10～12月	学校でのケース会への参加（個別マニュアル等の作成協力）
2月	主治医指示書の作成依頼
3月	学校における医療的ケアの内容の確認 看護師の配置決定後→医療的ケアの実施に承諾
4月～ 当面の間	学校で看護師と手技の引継ぎを行いながら、医療的ケアを実施する。 （児童の状況やケアの内容・頻度に応じて、引継ぎ期間は変わる。）

トピック

訪問看護ステーションの看護師等との連携(看看連携)

児童が就学前から利用している訪問看護ステーションの看護師との情報交換会や、かかりつけ病院でのショートステイの見学を行うなどして、医療的ケア看護職員とこれまで児童に関わってきた看護師との間で連携(看看連携)を図っている。このことにより、児童の体調や手技に関する相談ができ、医療的ケア看護職員の不安や負担を軽減するとともに、専門性の向上につながっている。



医療的ケアの実際

定時のケアの場合

学校生活支援員（医療等ボランティア）は、午前と午後の各1回、導尿等の医療的ケアを実施している。

医療的ケア看護職員は、週に2～3日程度各学校を訪問し、医療的ケアが安全かつ適切に行われているかを確認し、必要に応じてケアを手伝っている。



成果・次年度の取組

<成果>

- ◎ 定時でケアを行う児童の在籍校での、安定した実施体制の構築
 - 看護師免許を有する学校生活支援員の配置
 - ⇒ 医療的ケアの内容・頻度の個人差への対応
- ◎ 看護師のスキルアップと安全な医療的ケア実施環境を整備するための専門機関、関係機関との連携
 - 看護師研修の充実 ⇒ 教育活動への理解の深まり
 - 運営協議部会の助言 ⇒ ケース会の適切な実施
 - 医療機関等との連携 ⇒ 安心・安全で適切な医療的ケア

<次年度の取組>

- 看護師を含めた医療的ケア児の校内支援体制の整備に向けた教員研修の充実
- 教育職と医療職の効果的な連携による医療的ケア児の支援
- 看護師確保に向けた雇用形態の工夫